



子ども家庭支援事業について

① せうぞう ② っくり ③ ゐんなで ④ きっと ⑤ ずっと ⑥ っながる

学校福祉部 子ども支援課【あゆみ】 家庭支援課【きずな】

1 子ども家庭支援事業の状況

(1) 支援対象児童生徒数(人)

実施した支援	R 4 (年間)			R 4 (12 月末)			R 5 (12 月末)		
	学校 依頼	保護者 依頼	計	学校 依頼	保護者 依頼	計	学校 依頼	保護者 依頼	計
はじめの一步（児童生徒への対応）	45	18	61※	38	14	50※	57	21	73※
ささえて一步（家庭問題への対応）	15	4	17※	11	4	14※	31	6	34※
いっしょに一步（学校生活への対応）	3	9	12	3	5	8	10	13	21※
計	46※	21※	65※	44※	20※	54※	63※	23※	81※

（注 1）「※」…重複する場合があるため、計とは一致しない。下の(3)の表も同様。

(2) 家庭訪問等の実績(回)

実施した支援	R 4 (年間)		R 4 (12 月末)		R 5 (12 月末)	
学校や関連機関と行ったケース会議等の回数	132		101		486	
家庭訪問で直接支援した回数	364	703	249	481	167	422
公民館や学校等で直接支援した回数	339		232		255	
保護者と面談した回数	235		164		367	

(3) 改善等が図られた児童生徒の状況(人)

児童生徒の状況		R 4 (年間)		R 4 (12 月末)		R 5 (12 月末)	
登校できた	相談室等に登校	40 ※	12	37 ※	10	59 ※	10
	相談室等に定期的に登校		13		13		9
	教室に登校		8		8		23
	教室に定期的に登校		12		11		23
チャレンジ教室 やフリースクール とつながった	チャレンジ教室等に通所	20	6	19	6	13	4
	チャレンジ教室等に定期的に通所		14		13		9
生活の改善（安定） が見られた	精神的に安定や向上	30 ※	23	28 ※	22	20	13
	生活習慣が改善		5		5		3
	親子関係等の家庭環境が改善		13		13		9
新たに医療とつながったり、検査が行えたりした		5		5		13	
新たに関係機関とつながった		4		4		6	

2 支援事例

(1) 学校福祉部と関係機関が連携した事例

はじめの一步、ささえて一步(中学生 A 子ども支援、家庭支援)

- ・保護者が学校や行政との接触を強く拒否するため、不登校 A への支援が継続しない対応困難ケース。
- ・本年度からスタートした重層的支援体制整備事業、通称「困りごとマルっとサポートプロジェクト」で多機関協働会議(全方位型アセスメント)を実施し、関係機関の役割を明確にした。
- ・母の精神科通院が滞っている、A の進路が決められないなど課題が多く、今後も関係機関による継続的な支援が必須となっている。

(2) 保健師が関わった事例

いっしょに一步(小学生 B 子ども支援)

- ・医療的ケアが必要な児童に、看護師が学校に常駐してBのケアを行っている。
- ・本年度、看護師が不在となる日があり、その都度「あゆみ」の保健師が臨時的に対応し、Bの学校生活を送る上での安全な環境を確保した。
- ・次年度、他校でも医療的ケアが必要な児童が入学予定であり、同様の事態に備えるため、学校福祉部内で医療的ケア児支援員(看護師)の確保が課題となっている。

(3) 公認心理師が関わった事例

いっしょに一步(小学生 C 子ども支援)

- ・強い発達特性を持ち、授業中にじっとしていられず教室から飛び出す、クラスメイトへの他害などの行動が見られた。
- ・今年度から配置された公認心理師と指導主事が専門的知識を活かして支援を実施した。
- ・巡回相談や本人との面談、保護者面談等を通し、最近では教室での危険行動が減少している。

(4) 社会福祉士が関わった事例

はじめの一步、いっしょに一步(小学生 D 子ども支援、家庭支援)

- ・発達特性を持つDの不登校が続き、家族から教育委員会に相談があったケース。
- ・社会福祉士、家庭児童相談員、指導主事が母子面談を行い、放課後デイサービスの利用、障害者手帳の取得手続き、就学相談等の支援を行った。
- ・現在は学校の別室で活動できるようになった。

3 課題

学校福祉部では、多様な人材が専門性を活かし、要支援者の困り感に即した支援を日々行っている。家庭内で蓄積されてきた様々な要因が複雑に絡み合い、児童生徒の成長に影響を与え、その結果として、不登校や問題行動、親子関係の崩れなどの形で表出していることが多い。そのため短期間の支援で改善に導くのが困難であるケースが多い。

改善が見られたケースについても、継続した支援、見守りがなければ、状態が安定しないという現状があり、この点が課題である。この課題に対応するため、家庭児童相談員の拡充など更なる体制強化が望まれる所である。

また、不登校児童生徒の居場所として、焼津チャレンジと大井川チャレンジで対応しているが、増加する不登校児童生徒に対応するために、チャレンジ教室での支援の方法を検討すると同時に、更なる居場所の設置が課題となっている。

さらに、学校現場では、医療的ケア児支援員(看護師)の人材確保も課題となっている。

現在、市内小学校に3名の医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており、2名の医療的ケア児支援員(看護師)が、給食前の血糖実測など必要に応じてケアを行っているが、不在となる場合には、「あゆみ」の保健師が臨時的に対応している。そのような状況の中、来年度には新たに複数名の医療的ケアを必要とする児童生徒が入学する予定であり、医療的ケア児支援体制の強化も課題である。

4 更なる支援の推進に向けて

(1)教育委員会のこれまでの取り組み

近年、学校において、いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校が顕在化すると共に、それに伴い教員の負担が増大することで、教員が本来行わなければならない授業などの業務に集中できない事態が生じてきている。

そこで、教育委員会事務局では、令和2年度に学校教育課内に家庭・子ども支援室、令和3年度には家庭・子ども支援課を設置してきた。そして、令和5年度からは、専門的知識を有する職員を配置した全国的にも珍しい学校福祉部を新設し、子ども支援課と家庭支援課の2課体制により、不登校や配慮の必要な児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒と、その家庭への支援に取り組み、確かな実績を上げてきている。

このような取り組みを行う中で、学齢期の児童生徒の教育に携わる教育委員会は、教育的観点からだけでなく、子どもが健やかに育成されることを理念として掲げる児童福祉の観点からも重要な役割を担っている。

(2)こども家庭センター、困りごとマルっとサポートセンターとの連携

令和5年8月に妊娠期から子育て期の相談支援をワンストップでサービスを提供する「こども家庭センター」、11月に複雑化・複合化する支援ニーズを捉え、分野を横断した福祉施策を実施する「困りごとマルっとサポートセンター」を法施行に先がけ設置し、稼働を開始した。

学齢期の児童生徒及び家庭への支援を行う学校福祉部においても、多様な課題に対して関係機関と積極的に連携を図り、一体的な支援を行うことは重要である。

既に連携は始まっており、今後も学校福祉部、こども家庭センター、困りごとマルっとサポートセンターの強みを発揮できる効果的な連携を強化していく。

(3)教育委員会内体制の充実・強化

上記(1)及び(2)に記載のとおり、児童福祉の観点からも教育委員会の役割は、益々その重要性が増してきている。支援要請は大幅に増加しており、学校現場からの期待とニーズの高さを実感しているが、これは教育問題に行政も一体的に取り組むという、まさに学校福祉部が設立された狙いを実現できているものである。

しかし、「3 課題」に記載したとおり、継続した支援、見守りを行う家庭児童相談員と、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に対応する医療的ケア児支援員(看護師)の確保が急務である。